

四日市市告示第558号

四日市市営住宅の家賃算定に係る利便性係数設定要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市営住宅の家賃算定に係る利便性係数設定要綱の一部を改正する要綱  
四日市市営住宅の家賃算定に係る利便性係数設定要綱（平成26年四日市市告示第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利便性係数)</p> <p>第2条 利便性係数は、次の各号に掲げる係数の合計とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) テレビ視聴係数 それぞれ次に定める数値とする。なお、テレビ受信環境対応とは、個別にケーブルTV会社と契約をしなくてもテレビを視聴できる環境にあることとする。</p> <p>テレビ受信環境未対応 <u>0.0120</u></p> <p>テレビ受信環境対応 <u>0.0000</u></p> <p>(7)から(14)まで (略)</p>	<p>(利便性係数)</p> <p>第2条 利便性係数は、次の各号に掲げる係数の合計とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) テレビ視聴係数 それぞれ次に定める数値とする。なお、テレビ受信環境対応とは、個別にケーブルTV会社と契約をしなくてもテレビを視聴できる環境にあることとする。</p> <p>テレビ受信環境未対応 <u>0.0000</u></p> <p>テレビ受信環境対応 <u>0.0065</u></p> <p>(7)から(14)まで (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市営住宅の家賃算定に係る利便性係数設定要綱第2条の規定は、令和4年度以降の家賃について適用する。

(都市整備部市営住宅課)